愛読者各位

株式会社日本法令

『 社労士V 29 年受験 15 年分から厳選! ムダなし! 条文順過去問題集〔国年・厚年編〕 』

法改正による変更と誤植による訂正箇所をお知らせいたします。誤植については、お詫び 申し上げます。これに伴い、本書の記述を下記のように改めてください。

●国民年金法【 法改正 】

該当箇所	修正前	修正後		
P 43	_	参考までに、次のプラス α を追加する。		
法 27 条の 2 ~		プラスα		
27 条の5の最		平成 29 年度の改定率の改定の基準		
後		・平成 29 年度における改定率の改定の		
		基準は、例外的に、新規裁定者・既		
		裁定者ともに、「物価変動率(0.999)」		
		とされた。		
		・改定の基準が「物価変動率 (0.999)」		
		とされたことから、平成 29 年度の改		
		定率は、新規裁定者・既裁定者とも		
		に、「0.998*」とされた。		
		*0.998=平成 28 年度の改定率		
	(0.999) ×物価変動率 (0.9			
		〈補足〉厚年法の再評価率の改定の基		
		準も、改定率の改定の基準と同様に、		
		平成 29 年度については、基本的に		
		は、新規裁定者・既裁定者ともに、		
		「物価変動率 (0.999)」である。		
P81	平成 28 年度に属する場合の額は、48,780	平成 29 年度に属する場合の額は、49.470		
法附則9条の3	円〔対象月数:6月以上12月未満〕~	<u>円</u> 〔対象月数:6月以上 12 月未満〕~		
O 2 5	<u>292,680 円</u> 〔対象月数:36 月以上〕の範	<u>296,820 円</u> 〔対象月数:36 月以上〕の範		
	囲内において	囲内において		
P 87	_	参考までに、次のプラス α を追加する。		
法87条~88条		プラス α		
の最後		平成 29 年度・平成 30 年度の保険料額		
		・平成 29 年度においては、保険料水準		

		固定方式により法定の保険料額が				
		16,900 円とされ、その額が保険料改				
		定率 (0.976) により改定された。そ				
		の結果、実際の保険料額は 16,490 円				
		とされた(前年度に公表されたもの				
		と同様)。				
		・平成30年度においては、法定の保険				
		料額 16,900 円が保険料改定率				
		(0.967) により改定された。その結				
		果、実際の保険料額は 16,340 円とさ				
		れた。				
P97	2年間の保険料を前納することができる	削除				
法 93 条 ②	のは口座振替で納付する場合に限られて					
	おり、現金では前納することができない					
P107	〔日本国内に住所を有する 60 歳以上 65	〔日本国内に住所を有する 20 歳以上 60				
法 127 条	歳未満の者を除く	歳未満の者であって、厚生年金保険法に				
囲み中 下から		基づく老齢給付等を受けることができる				
3行目		ものに限る]				
P111	137条の <u>2の5</u>	137条の <u>4</u>				
法 137 条の2						
の5ほか②						
P 118〔問 10〕	_	参考までに、年金額を平成 29 年度価額				
		で計算する問題とする場合、肢A~Eは、				
		次のように改める。				
		計算式 年金額				
		A <u>779, 300 円</u> ×420 月/				
		480 月 + 8, 500 円 690, 400 円				
		B <u>779, 300 円</u> ×420 月/				
		480 月 + 8, 500 円 690, 388 円				
		C <u>779, 300 円</u> ×420 月/				
		480月+200円×36月 <u>689,100円</u>				
		D <u>779, 300 円</u> ×420 月/				
		480 月 + 200 円×36 月 <u>689, 088 円</u>				
		E <u>779, 300 円</u> ×420 月/				
		480月+400円×36月 <u>696,300円</u>				
P 130〔問 10〕	_	年金額を平成29年度価額で計算する問題				
解説		とした場合、解説は次のようになる。				
		<老齢基礎年金の額>				
		= $\underline{779,300}$ $\underline{\text{H}}$ × 420 \angle 480 = $\underline{681,887.5}$ $\stackrel{.}{=}$				
	I .	<u> </u>				

	<u>681, 888 円</u>		
	<付加年金の額>		
	=200 円×36 月=7,200 円		
	正解 D: 689,088円		
	プラスα		
	したがって、正解はD〔計算式:		
	<u>779,300円</u> ×420月∕480月+200円×		
	36月〕となる(法17条1項、27条、		
	44 条)。		
	本問では直接の論点とはされていな		
	いが、 <u>平成 29 年度</u> における老齢基礎年		
	金の満額は、 <u>779,300円</u> とされている。		
	これは、法定額〔=780,900円〕に改		
	定率[= <u>0.998</u>]を乗じて得た額である。		

●厚生年金保険法 【 法改正 】

該当箇所	修正前	修正後			
P 139	・特定適用事業所(従業員数 500 人超え)	・特定適用事業所(従業員数 500 人超え)			
法 12 条	に使用される	に使用される			
必須の知識		又は、労使合意に基づく適用拡大の申出			
表の(5)の右欄		をした特定適用事業所以外の適用事業所			
の最後2行		(従業員数 500 人以下)〔任意特定適用			
		事業所〕に使用される			
		〈補足〉国・地方公共団体の適用事業所			
		は、規模にかかわらず、特定適用事業			
		所と同様の取り扱いとなる			
P 155					
法 27 条①	─ ○特定適用事業所の不該当の申出	○特定適用事業所の不該当の申出			
必須の知識		□ □ □ ○任意特定適用事業所の申出			
事業所・事業		○任意特定適用事業所の取消しの 申出			
主関係の表の					
最後					
P 159	2 厚生労働大臣は、・・・、当該受給権者	2 厚生労働大臣は、・・・、当該受給権者			
法 98 条	に係る <u>住民票コード</u> の報告を求めること	に係る <u>個人番号</u> の報告を求めることがで			
確認の2	ができる。	きる。			
P 190	② · · · 支給停止調整額 (<u>470,000円</u>)	② · · · 支給停止調整額 (<u>460,000円</u>)			
法 46 条	を超えているため、その合計額から支給	を超えているため、その合計額から支給			

2	停止調整額を控除して得た額の2分の1	停止調整額を控除して得た額の2分の1		
	に相当する額である <u>25,000 円</u> に 12 を乗	に相当する額である <u>30,000 円</u> に 12 を乗		
	じて得た額に相当する部分が支給停止さ	じて得た額に相当する部分が支給停止さ		
	れる。	れる。		
P 190				
法 46 条	となる。	となる。		
6				
P 191	47 万円	46 万円		
法 46 条	(4 力所)	(4カ所)		
必須の知識				
<支給停止額				
の計算式>				
P 191		⑤ × 1項。設問の場合、支給停止され		
法 46 条	る月額は、「 <u>20,000円</u> 」である。	る月額は、「 <u>25,000円</u> 」である。		
6	※計算過程(基本月額 150,000 円+	※計算過程(基本月額 150,000 円		
	総報酬月額相当額 360,000 円(賞与が	総報酬月額相当額 360,000 円(賞与が		
	ないため標準報酬月額と同額)-支給	ないため標準報酬月額と同額)-支		
	停止調整額 <u>470,000 円</u>)×2分の1=	停止調整額 <u>460,000 円</u>)×2分の1=		
	「20,000 円」	「25,000円」		
P 200	・・・(28 万円又は <u>47 万円</u>)・・・	・・・(28 万円又は <u>46 万円</u>)・・・		
法附則 11 条				
プラスα				
4行目				
P 201	47 万円	46 万円		
法附則 11 条	(9 カ所)	(9カ所)		
必須の知識				
60 歳台前半の				
在職老齢年金				
の支給停止額				
の計算式				

● 国民年金法【 正誤 】

該当箇所	誤	正		
P79	120,000 円~360,000 円の範囲内で	120,000 円~320,000 円の範囲内で		
法 52 条の4				
1				

● 厚生年金保険法【 正誤 】

該当箇所	誤			正			
P 143	・・・の受給権をしたとき (翌日)			・・・の受給権を取得したとき(翌日)			
法附則4条の							
3、4条の5							
必須の知識							
2つ目の★							
資格喪失時期							
3行目							
P 149							
法 20 条	等級	標準報酬月額	•		等 級	標準報酬月額	
必須の知識	第1級	88,000 円	•		第1級	88,000 円	
標準報酬月額	第2級	104,000円	•		第2級	98,000円	
の表	:	:	-	L	:	:	_
P 149	···その範囲は、第1級 <u>98,000円</u> から・・・			···その範囲は、第1級 <u>88,000円</u> から・・・			
法 20 条							
2							